

消費生活
トピックス
11月
の話題

悪質な 消火器の 訪問販売に注意!!

身分を偽って
訪ねてきます

自宅に**飯田市消防団を名乗るもの**が訪ねて来た。消火器の購入を勧められたが、活動服を着ておらず見慣れない顔だったので不審に思い、勧誘を断った。
(市内在住 男性)

他にも…

「消防署のほうから来ました」

「住宅用消火器の点検をします」

「消火器の使用期限が切れています」

などと言って訪問してくる業者がいます。



- **消防団・消防署員が訪問して消火器を販売することはありません。**身分を偽って購入を勧める悪質な訪問販売です。
- **住宅用消火器の設置義務・点検義務はありません**（設置・点検したほうが望ましいです）。「義務がある。設置しないと（点検しないと）罰則がある。」などと言ってくる業者は悪質商法を疑いましょう。
- 訪問販売の業者から消火器を購入すると高額なことが多いので注意が必要です。

ポイント □できるだけ玄関を開けずに対応しましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。

□訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば**クーリング・オフ**ができます。

飯田市消費生活センター
☎0265-22-4530

消費者ホットライン
[局番なし]188(いやや!)

発行元 飯田市消費生活センター(飯田市役所内)

相談
しましょう!

消費生活センター

